

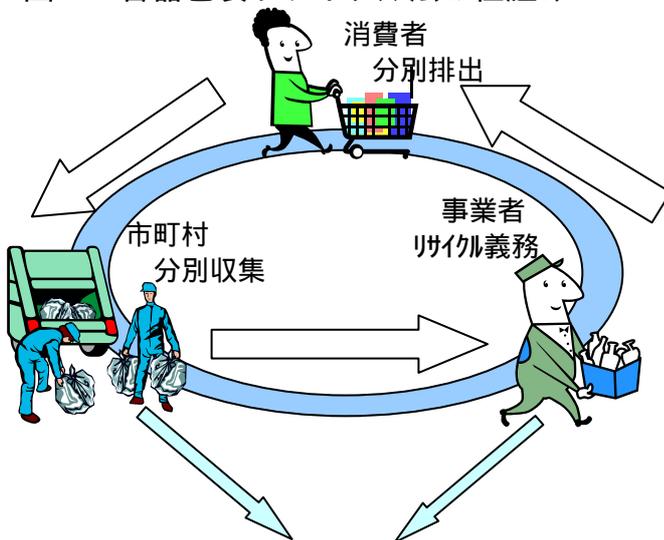
改正容器包装リサイクル法施行

平成18年6月に容器包装リサイクル法の一部が改正され、平成19年4月より施行する(18年12月より一部施行済)。小売業者に容器包装の削減義務が課せられること等から、容器包装廃棄物の発生抑制や消費者の意識の向上が期待される。

1 現行容器包装リサイクル法の概要

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」は、一般廃棄物最終処分場がひっ迫している状況の中で、家庭ごみの約6割の容積比を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量及び資源の有効利用を図る目的で、平成7年12月に施行された。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するという各々の役割を規定している(図1)。

図1 容器包装リサイクル法の仕組み



指定法人(財)日本容器包装リサイクル協会)
容器包装廃棄物の引き取り
特定事業者の委託で再商品化を実施

再商品化事業者など
指定法人の委託で再生加工等を実施

リサイクル義務の適用除外事業者

業種	製造業等	商業、サービス業、卸売業
売上高	2億4千万円以下	7千万円以下
従業員数	かつ20人以下	かつ5人以下

COLUMN

実は、皆さんの家庭から出るごみの半分以上、約60%(容量)が「容器包装」なのです。



例示

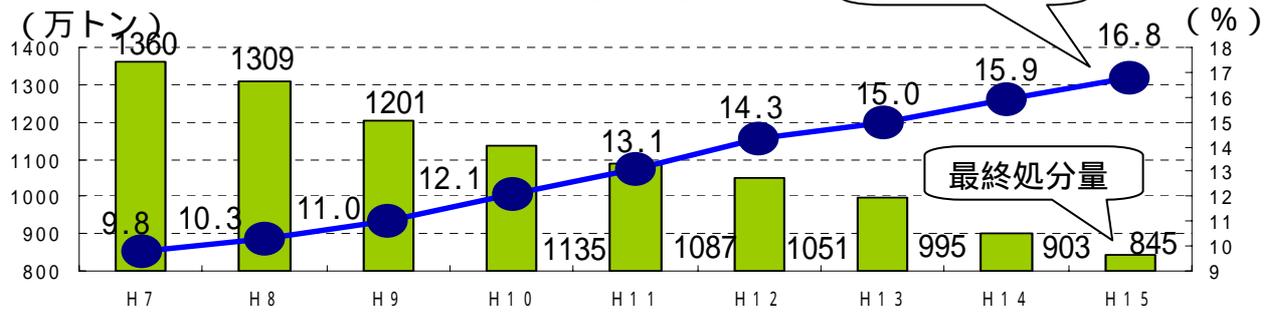
ペットボトル、紙・プラスチックの容器包装、牛乳パック、ダンボール、レジ袋、ガラスびん、アルミ・スチール缶、など・・・

出所：日本容器包装リサイクル協会HP

2 容器包装リサイクルの現状

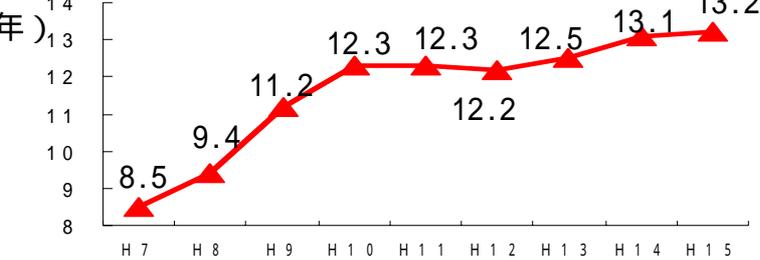
法施行後、一般廃棄物のリサイクル率は年々上昇しており、それに伴って、最終処分量は減少している。ひっ迫していた最終処分場の残余年数についても延命化が図られている(図2～3、データは全て一般廃棄物)。

図2 リサイクル率と最終処分量の推移（全国）



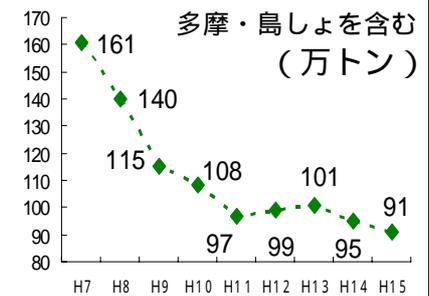
出所：環境省・経済産業省資料より作成

図3 処分場残余年数の推移（全国）



出所：環境省資料より作成

【参考】都内の最終処分量



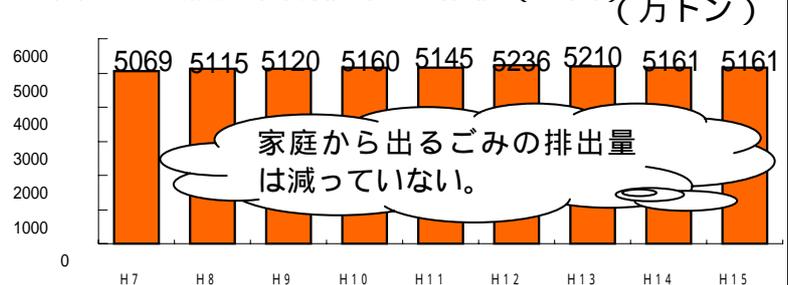
出所：東京都環境白書 2006

3 改正容器包装リサイクル法と様々な取組

(1) 国の取組と法改正

環境省の中央環境審議会廃棄物リサイクル部会、経済産業省の産業構造審議会環境部会等の議論によれば、家庭から排出される全国の一般廃棄物総量は、平成7年から平成15年までの9年間では、年間約5,100万トンで推移しており、変化していない(図4)。

図4 一般廃棄物排出量の推移（全国）



出所：環境省資料より作成

容器包装廃棄物は、事業者の取組として、軽量化・簡易化・詰替化等による減量はあるものの、消費者のライフスタイルや社会構造・流通構造が変革する中で、調理済み食品や加工食品の増加、高齢化や単身世帯の増加に伴う購入単位の小型化等による容器類の増量要因が存在するため、総量として変わらないと考えられている。

COLUMN

【法改正に向けた事業者の反応】

全国清涼飲料工業会：これまでリサイクル技術の開発にも積極的に取り組み、循環型社会の形成に大きく貢献してきた。事業者にて全ての責任をシフトする理論は正しくない等。

日本チェーンストア協会：拡大生産者責任論を基に市町村費用の事業者への安易な置き換えを行なうことは、事業者の自主的な取組みをも阻害し、三者の役割分担（消費者、市町村、事業者）を根底から揺るがすことになるため反対等。

拡大生産者責任：製品等の製造者や販売者が、その製品等が廃棄物になった後、自ら回収してリサイクルを行なうなど、一定の責任を負うこと。

区市町村の容器包装リサイクル法の運用実態を見ると、分別収集・選別保管費用が著しく増加し、財政を圧迫している。また、材質の異なるプラスチック容器包装の再商品化費用が高額である等により、今後リサイクル制度の将来に大きな影を落とすつつあると指摘している。

全国の収集リサイクルに係る費用負担

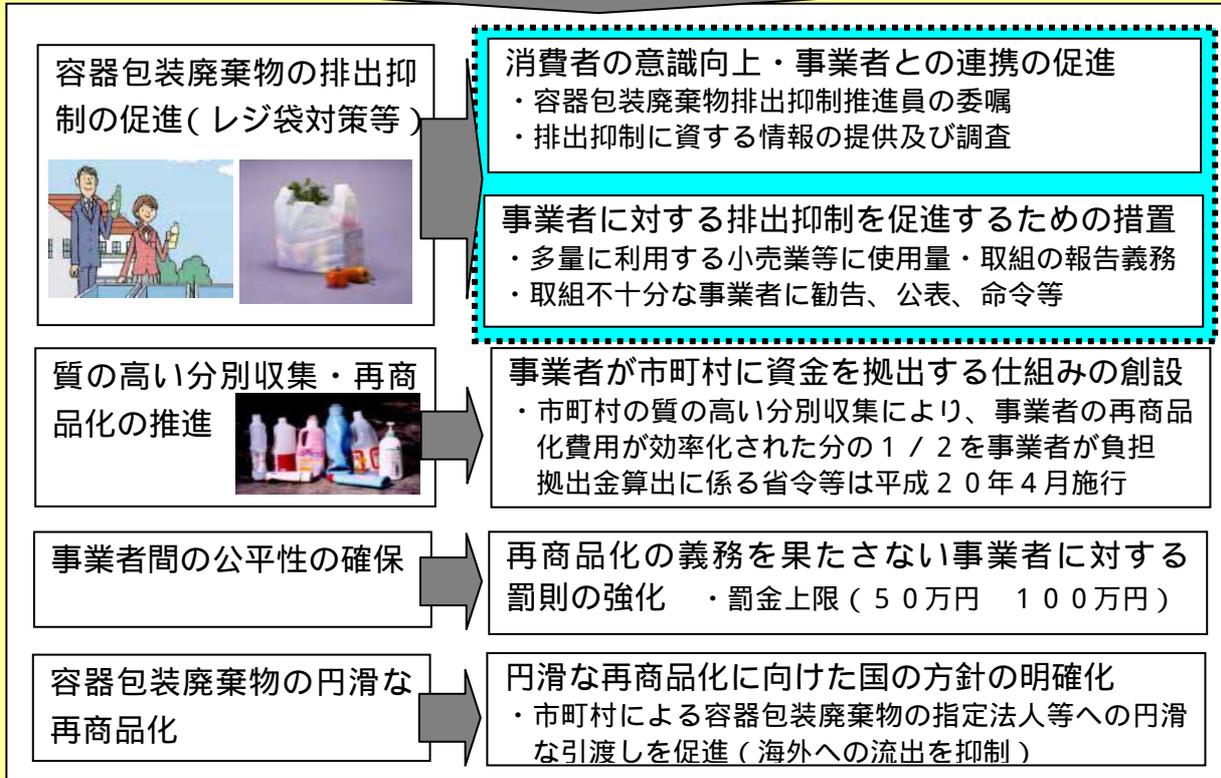
市町村	3,056億円
事業者	450億円

出所：平成16年環境省調査より作成

現行法施行後10年間の運用状況を踏まえて、容器包装廃棄物の排出抑制の取組が不十分な事業者に対する罰則や事業者から市町村に資金を拠出する仕組みの創設などの容器包装リサイクル法一部改正案が平成18年6月可決・成立し、平成19年4月より施行される(図5)。18年12月より一部施行済

図5 改正容器包装リサイクル法の概要

容器包装廃棄物に係る効果的な3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進
リサイクルに要する社会全体のコストの効率化
国、自治体、事業者、国民等すべての関係者の連携



出所：環境省・経済産業省資料より作成

(2) 東京都の取組

都は、「東京都環境基本計画」や「東京都廃棄物処理計画」(平成18年9月改定)において、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進を掲げている。各区市町村が清掃事業を円滑に実施できるよう広域自治体としての立場で連絡調整等を行うとともに、都内の全区市町村と共に「東京都容器包装リサイクル自治体連絡会」を平成16年7月に設置し、法改正に向けて、国に対して提案要求を行ってきた。

- | | |
|------|--------------------------------|
| 提案内容 | 容器包装廃棄物の発生抑制 |
| | 再使用の促進 |
| | 拡大生産者責任の強化、分別収集・選別保管経費の事業者負担など |

今後、新たに発行する「東京の資源循環（仮称）」により、東京における循環型社会形成の状況等について定期的に情報提供していく。

（３）区市町村その他の取組

特別区では、古紙、びん、缶について全区が資源回収を実施している。その他の品目は各区ごとに異なるが、紙パック、ペットボトル、トレイ、古布、乾電池、廃食用油等を回収している。

今後、更に各区において、プラスチック容器の分別回収の取組が拡大する予定である。江戸川区では、シャンプー等のボトル、カップ、卵のパック、レジ袋など7品目を資源ごみとして回収する。千代田区、新宿区、中野区等においても、拡大される。

また、多摩地域では、びん、缶、ペットボトルはもとより、白色トレイ、古紙、古布、その他紙等の品目別分別収集を各市町村が独自で積極的に行なっている。

レジ袋については、既に大手スーパーイオンやコープ東京、OKストア等で有料化が実施されてきた。4月からは、改正法の施行により、小売業者にレジ袋等の削減義務が課せられる。杉並区では、環境省の「容器包装廃棄物3R推進モデル事業」として中堅スーパーサミットと協定を結び、平成19年1月15日からレジ袋の有料化実験を行なっている。行政主導による初の事例として注目されている。

COLUMN

【23区の廃プラスチック】

東京23区の多くでは、現在プラスチック製容器包装について不燃ごみとして最終処分場へ埋立を行なっている。

特別区長会は、各区の創意工夫によりリサイクル等を進めるとともに、平成20年度から廃プラスチックを焼却して減量し、冷暖房等の熱源として利用するサーマルリサイクルを開始する方針である。

（東京23区清掃一部事務組合HP等より作成）



COLUMN 【レジ袋問題とは？】

レジ袋の国内消費量は年間約300億枚、原油換算で約56万klのエネルギー（超大型タンカー2隻分）が費やされる。レジ袋が問題の俎上に上るのは、その中に廃棄物発生抑制や省エネ、CO2といった環境問題の重要な要素が凝縮されており、また消費者一人ひとりが直ぐにでも取り組める身近な問題であるためとされる。（平成19年1月15日、東京新聞）



4 今後の課題

今回の法改正により、レジ袋削減など容器包装廃棄物の発生抑制や消費者の意識の向上が期待される。しかし、事業者負担の拡大が焦点であったが、再商品化費用の効率化に伴う資金拠出にとどまった。容器包装のリサイクルは、今後も、分別収集の量の増加に伴い経費負担が課題となってくる。拡大生産者責任の観点から、事業者による自主回収ルート構築も含め、分別収集・費用負担の仕組みを再検証する必要がある。